

子育て世帯への臨時特別給付金の支給について

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、0歳から高校3年生の子どもに給付金を支給することになり、町でも順次児童一人あたり10万円を現金でお支払い（口座振込）しています（ただし、児童手当特例給付世帯および特例給付相当の所得のある世帯は除きます）。

つぎの①～④に該当する世帯で、まだ給付金を受給されていない方は、お早めにご連絡ください。

【該当世帯】

- ①中学生以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童がいる世帯で、奥多摩町から令和3年9月分の児童手当を受給している世帯
- ②中学生以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童がいる世帯で、所属庁（職場）から令和3年9月分の児童手当を受給している公務員の世帯
- ③高校生（平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ）の児童がいる世帯
- ④令和3年10月1日以降令和4年3月31日までに生まれる児童がいる世帯

※問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎85-2611

子ども・子育て支援推進事業

令和3年度子ども・子育て支援推進事業のうち、下記事業は認定*を受けていても請求書を提出しなければ助成金は支払われません。これらの事業の請求は、4月12日（火）までに提出してください。

※認定を受けている方には、認定通知書と該当する請求書を送付済ですのでご確認ください。

【請求書の提出が必要な事業】

- ・産後健康診査等充実事業
- ・インフルエンザ予防接種費用一部助成事業
- ・ファミリー・サポート・センター利用助成及び病後児預かり助成事業
- ・高校生等通学定期代助成事業（電車・バス）
- ・高校生等通学支援事業（タクシー）
- ・高校生等医療費助成事業
- ・入園・入学・進学等支援事業（高等学校等卒業者のみ）
- ・不妊検査・不妊治療助成事業
- ・不育治療助成事業



*事業により必要な添付書類がありますので、詳しくは手引をご確認ください。

*3月末時点で交付要件（税金の滞納をしていないことなど）を満たしていないと助成を受けることができません。納付のお忘れがないようご注意ください。

■年度ごとに申請が必要です

来年度、この事業の対象となる世帯には、申請書などの書類を3月末頃に郵送しますので、来年度の助成を希望される場合は、必ず4月15日（金）までに申請をしてください。4月16日以降の提出の場合、4月分から助成金が受け取れなくなります。

認定された方には、認定通知書・該当する請求書を5月頃送付予定です。

認定通知書が届かない方は、申請をしていない可能性がありますのでご確認ください。

※問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎85-2611